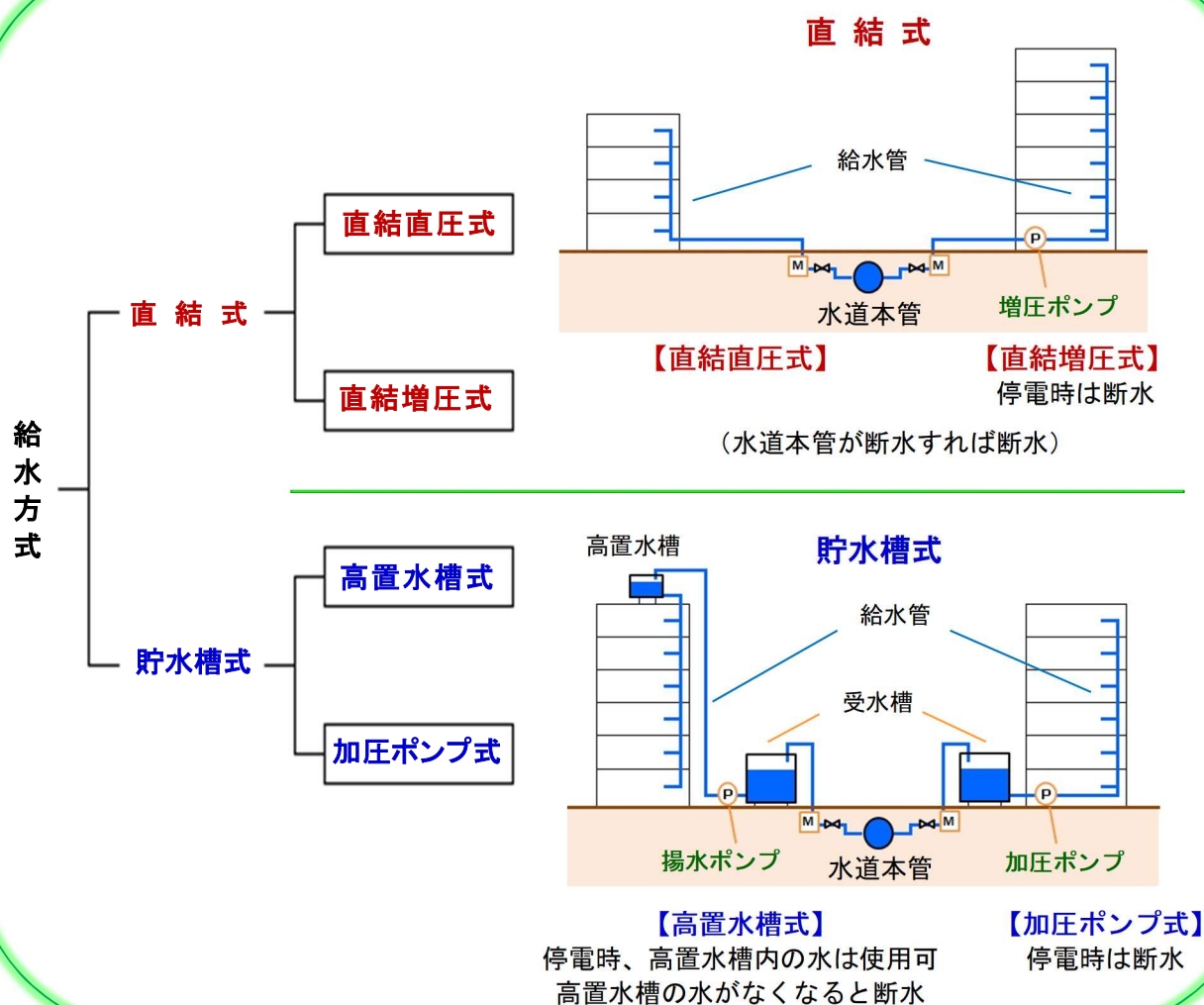


貯水槽水道における 停電断水時の対応について

停電が起きると・・・

電力を必要とするポンプを使用して給水しているマンションなどの施設は、停電が起きると断水します。ただし、発電・蓄電設備を設置している施設は除きます。



停電時、直結増圧式、加圧ポンプ式で給水している施設は断水します。高置水槽式の場合、高置水槽内の水は自然の力（自然流下）を利用して給水するため使用できますが、高置水槽の水がなくなると断水します。

災害(地震や台風など)で長時間にわたる停電断水があった場合の対応

貯水槽式で給水している施設は、貯水槽内の水を利用できます。応急給水する際、設置者（管理者）は次のことに留意してください。



施設に異常がないことを確認してください。

施設の破損ケ所、冠水・水没または一部水没の有無、水槽内の異物、汚染物混入の有無を点検してください。異常があれば飲用しないよう利用者に周知し、飲用以外の用途に利用してください。



貯水槽内の水質に異常がないこと（水の色・濁り・残留塩素の確保）を確認してください。

貯水槽内の水が数日以上経過している場合は、残留塩素が消失しているおそれがあるため、必ず残留塩素を確認してください。

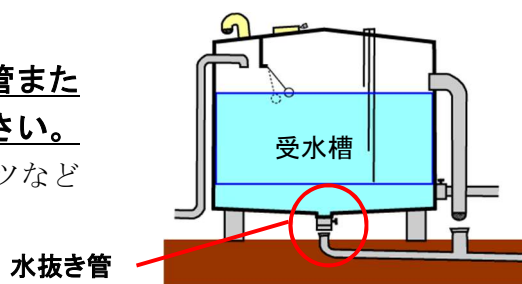


- 色・濁りに異常がなく、残留塩素が確保されている場合は、飲用として使用できます。
- 色・濁りに異常、または残留塩素が確保されていない場合は、飲用しないよう利用者に周知し、飲用以外の用途に利用してください。



貯水槽内の水を使用するときは、貯水槽の水抜き管または使用可能な貯水槽付近の蛇口から採水してください。

貯水槽内にバケツやホースを入れてしまうと、バケツなどの汚れにより飲用として使用できなくなります。



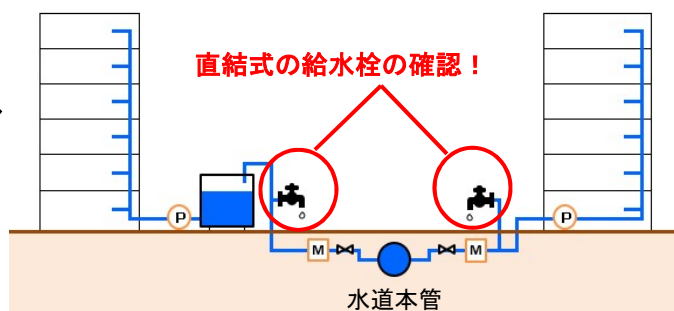
残留塩素の有無の確認はどうするの？

残留塩素がある水にDPD試薬を加えると、残留塩素の量に応じて桃～桃赤色に発色します。

この反応を利用して測定する方法がDPD（ジエチルパラフェニレンジアミン）法で、比色タイプの測定器や使い捨てのものなどがあり、発色した色と比色板の色を比べて濃度を測定します。詳しい操作方法については取扱説明書にしたがって測定してください。通信販売などで購入できます。



停電時、水道本管が断水していない場合は、受水槽を経由しない給水栓（非常用給水栓など）から水道水を使用できます。停電時使用可能な給水栓を確認しておいてください。



停電復旧後の対応



停電復旧後、施設・貯水槽内の水質に異常がないことを再度確認してください。

水質に異常が認められた場合は、水の入替え、水槽の清掃等を実施し、水質の異常が解消したことを再確認したうえで使用してください。



初めて水を流す時は蛇口からしばらく水を出し、きれいな水になってから使用してください。

水道管内に入り込んだ空気や水圧の変化などにより、濁り水が出る場合があります。濁り水のまま使用すると、電気温水器やガス給湯器、浄水器、洗浄機能付きトイレなどの器具が故障する原因となることがありますので、他の蛇口できれいな水が出ることを確認してから使用してください。

赤く濁った水が出るとき

【原因】 水道管内に付着した鉄錆が原因です。

水道管に鋼管が使用されているときや継手などの一部に鉄製の材料が使用されていると、鉄が酸化されて錆び、その鉄錆が水圧の変化などにより赤水となって出てきます。赤水が出るときは、飲用は避けるようにし、しばらく流してから使用するようになしてください。

【安全性】 万一、鉄による少量の赤水を誤って飲んでしまったとしても、鉄分は人体への吸収率が低く大部分が排出されるため、特に心配はありません。



白く濁った水が出るとき

【原因】 水道水に溶け込んだ空気が原因です。

水道管内の空気をポンプが吸い込んで給水すると、白い水が発生することがあります。

【安全性】 空気によるものなので心配はありません。

時間が経つと、
下の方から透明に
なり、白い濁りが
なくなります。



水道本管の断水復旧後は、受水槽を経由しない給水栓などでしばらく水を出してきれいになったことを確認してから、受水槽内に水を入れ使用してください。

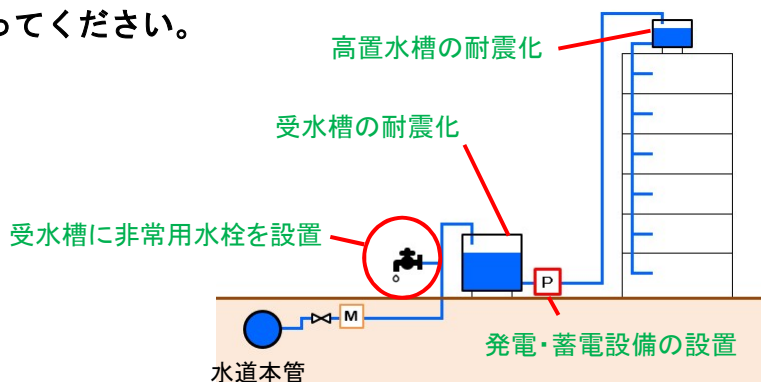
災害に備えて

- ◆緊急時の対応について、手順や関係機関への連絡体制などを整備しておいてください。
- ◆水質異常や断水などがあった場合、利用者への周知方法を決めておいてください。
- ◆災害に備えて必要な施設整備を行ってください。

例) 右図参照

- ◆飲料水を備蓄しましょう。

目安：1人1日3リットルを3日分



貯水槽水道の安全対策チェックリスト

実 施 日 時	
施 設 名 称	
実 施 者	

区分	No.	確 認 内 容	チェック
施全 設般	1	貯水槽周辺（柵等）に異常はないか。 柵等で囲っている場合、出入り口は施錠されているか。	
貯 水 槽	2	貯水槽のマンホールは施錠されているか。	
	3	その他、外見上の異常はないか。 （槽本体、マンホール、通気管、流入管、給水管等）	
	4	貯水槽の上部や周辺に、水を汚染するおそれのある薬品等を置いていないか。	
	5	鍵の保管は適切か。	
水 質 関 係	6	給水栓水の色・濁り、におい等に異常はないか。	
	7	給水栓水の遊離残留塩素濃度は確保されているか。（※）	
緊 急 時 対 応 等	8	水道施設の図面は適切に保存されているか。	
	9	施設への出入業者の管理は、管理簿による記録や立会など適切か。	
	10	利用者からの情報提供（施設や水質の異常等）について、内部の連絡体制は整備されているか。	
	11	緊急時の対応について、手順書等が整備されているか。	
	12	緊急時の関係機関への連絡体制は整備されているか。	
	13	水質異常等があった場合、利用者等への周知方法は検討されているか。	
	14	緊急時の代替水の確保は検討されているか。（備蓄水等）	

（※）管理基準等で定められていないが、安全対策上対応することが望ましい項目。

お問い合わせ先

岸和田市環境農林水産部
環境保全課

〒596-0825 大阪府岸和田市土生町2丁目4番30号

TEL : 072-423-9462（直通）／ FAX : 072-436-0418

ウェブサイト: <http://www.city.kishiwada.lg.jp/soshiki/29/>

岸和田市環境保全課

